

## 決 定 要 旨

被 審 人 (住所) 愛知県  
(氏名) A

上記被審人に対する令和7年度（判）第21号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）第185条の6の規定により審判長審判官高橋安紀子、審判官山田真吾、同横井真由美から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

### 記

#### 1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金58万円
- (2) 課徴金の納付期限 令和8年3月30日

#### 2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判手続の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第16号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

令和8年1月28日

金融庁長官 伊藤 豊

(別紙)

1 課徴金に係る金融商品取引法（以下「法」という。）第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第16号に該当

被審人は、自動車用及び各種輸送機器用部品の開発・製造・販売等を目的とし、その発行する株式が株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）が開設する金融商品市場（プライム市場）及び株式会社名古屋証券取引所が開設する金融商品市場（プレミア市場）に上場されていた豊田合成株式会社（以下「豊田合成」という。）と業務委託契約を締結していたB社の従業員であった者であるが、豊田合成の業務執行を決定する機関が自己の株式の取得及び令和5年9月30日を基準日とする剰余金の配当を行うことについての決定をした旨の重要事実並びに豊田合成の属する企業集団の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの事業年度の売上収益、親会社の所有者に帰属する当期利益並びに令和5年9月30日及び令和6年3月31日をそれぞれ基準日とする各剰余金の配当について、令和5年7月28日に公表された直近の予想値に比較して、豊田合成が新たに算出した予想値又は当事業年度の決算において、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準に該当する差異が生じた旨の重要事実を、遅くとも令和5年10月30日午後1時頃までに、上記業務委託契約の履行に関し知りながら、法定の除外事由がないのに、上記各重要事実の公表がされた翌31日午後2時20分より前の同月30日午後1時1分頃から翌31日午前11時17分頃までの間、株式会社C証券を介し、東京証券取引所が開設する金融商品市場において、豊田合成株式合計1400株を、自己の計算において、買付価額合計408万3000円で買い付けたものである。

2 法令の適用

法第175条第1項第2号、第166条第1項第4号、

第2項第1号ニ、ト、第2項第3号、第176条第2項、

有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第51条第1項第1号、第3号、

第4号

3 課徴金の計算の基礎

上記1に掲げる事実につき

- (1) 法第175条第1項第2号の規定により、当該有価証券の買付けについて、業務等に関する重要事実の公表がされた後2週間における最も高い価格3,334円に当該有価証券の買付けの数量を乗じて得た額から、当該有価証券の買付けをした価格にその数量を乗じて得た額を控除した額。

(3,334円×1,400株)  
－ (2,889円×100株+2,905円×100株+2,915円×800株+2,925円×200株  
+2,933円×200株)  
=584,600円

(2) 法第176条第2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切り捨てて、580,000円となる。